

スクールソーシャルワーカーは倫理的ジレンマにどう向き合うか？

—学校でソーシャルワークをすることの構造的困難—

○ 早稲田大学大学院・日本学術振興会 藤本啓寛 (9733)

キーワード：スクールソーシャルワーカー，ソーシャルワーカーの倫理綱領，倫理的ジレンマ

1. 研究目的

学校は福祉的な機能を有しているが、教育機関であって福祉機関ではない。たしかに、学校において子どもの福祉の実際的な責任をもつために、社会福祉と学校教育の結節点を探ろうとする目的意識性と志向性をもった「学校福祉論」が近年構築されつつある（鈴木 2018: i）。しかし、学校の主たる目的は「教育」であることに変わりはなく、福祉的支援が「教育」と矛盾なく接合するとは考えにくい（藤本 2018）。特に 2008 年度から全国的な活用が始まったスクールソーシャルワーカー（以下、SSW と表記）は、福祉的支援の中でも「ソーシャルワーカーの倫理綱領」を遵守することによってその支援の在り方に集団的な制約をかけた手法を採る専門職であり、「教育」との矛盾はより顕在化しやすいと考えることができる。学術的には、結節点を探るにとどまらず、それらがどのように矛盾するのか＝倫理的ジレンマを引き起こすのかという構造的困難を明らかにすることで、価値中立的な現状認識を組み立てる必要がある。さらには 4-1. にて後述するように、SSW という職域は多様である。このような多様性は、上述の矛盾をさらに複雑化させる。したがって SSW という職域を担う者の分散をふまえた、倫理的ジレンマについての研究が必要とされている。

そこで本発表では、SSW が抱える倫理的ジレンマに焦点を当て、ソーシャルワーカーの倫理綱領を遵守しようとするときにどのような倫理的ジレンマに対峙することになるのかについて検討し、学校でソーシャルワークを行うことの構造的困難について考察を行う。

2. 研究の視点および方法

まず、SSW ならびにその任用の際に求められている社会福祉士・精神保健福祉士に関する既存のデータをまとめることで、SSW の職域の多様性をまとめ（4-1.）、それが集団的連帯を困難にしていることを論じる（4-2.）。次に、ソーシャルワーク倫理綱領に掲げられている倫理基準が、学校においてソーシャルワークをすることとどのように矛盾するのか＝倫理的ジレンマを引き起こすのかについて、「ソーシャルワーカーの倫理綱領」のⅠクライアントに対する倫理責任（4-3.）、Ⅱ組織・職場に対する倫理責任（4-4.）、Ⅲ社会に対する倫理責任とⅣ専門職としての倫理責任（4-5.）それぞれについて検討する。以上の知見を総合し、考察を行う（5.）。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理規定を遵守した。なお本発表については、印刷中の筆者の論文と一部重複するため、その旨を末尾に記載した。

4. 研究結果

4-1. SSW という職域の多様性

まず SSW の職域における多様性について、いくつかのデータをもとに整理を行う。学校教育法施行規則第 65 条の 3 では、SSW は「児童の福祉に関する支援に従事する」者として定義付けられている。これに対応し、「SSW 活用事業実施要領」ではその選考において「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者から、実施主体が選考し、SSW として認めた者とする」ことが定められている。しかし、社会福祉士・精神保健福祉士が名称独占資格である背景から、「地域や学校の実情に応じて、福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者であって、次の職務内容を適切に遂行できる者のうちから、実施主体が選考し、SSW として認めた者も可とする」という規定が付記されている。したがってこれらの資格の未保有者も SSW になることが想定されており、それがかなりの割合で存在することが日本学校ソーシャルワーク学会によって 2014 年に行われた「全国における SSW 事業の実態に関する調査」によって明らかになった。表 1 は全都道府県・政令市および市区町村の学校教育主管課等の SSW 事業担当者計 1788 件に対する前掲調査のうち、有効回答数 742 件 (41.5%) を用いて作成したものである。

表 1 全国における SSW の 2 福祉士ならびに教員免許保有者数ならびに保有率
(日本学校ソーシャルワーク学会 (2016) を元に筆者作成.)

	北海道	東北	中部	関東	近畿	中国	四国	九州・沖縄	総計
(a) SSW人数 (回答自治体のみ)	25	108	110	127	80	130	57	172	809
(b)社会福祉士保有者数	3	38	43	86	51	58	15	116	410
(c)精神保健福祉士所有者数	5	21	13	39	23	31	10	57	199
(d)2福祉士両方の保有者数	0	5	8	30	8	20	6	39	116
(e)2福祉士いずれかの保有者数(b+c-d)	8	54	48	95	66	69	19	134	493
(f)2福祉士いずれかの保有率(e/a)	32.0%	50.0%	43.6%	74.8%	82.5%	53.1%	33.3%	77.9%	61.0%
(g)教員免許保有者数	12	29	46	33	14	39	26	34	233
(h)教員免許保有率(g/a)	48.0%	26.9%	41.8%	26.0%	17.5%	30.0%	45.6%	19.8%	28.8%

文部科学省が掲げる「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者」は、関東、近畿、九州・沖縄では 70%を超えているものの、東北、中部、中国では 40~60%に止まり、北海道、四国では 30%台に止まっている。これとおおむね逆転するように、北海道、中部、四国では教員免許保有率が 40%を超えているのに対し、東北、関東、中国では 20~30%、近畿、九州・沖縄では 20%を下回っている。総じて、SSW のうち概ね 4

割が社会福祉士・精神保健福祉士の未保有者であり、残る6割がこれらの資格の有資格者である。もちろん、2福祉士と教員免許の保有は排他的なものではなく、両方を保有している人は両方にカウントされているため、両者の重複の割合がどの程度かはわからない。しかし、社会福祉士・精神保健福祉士を保有しない人でもSSWの業務に就いていること、またSSWの社会福祉士・精神保健福祉士保有率が低い地域では、代わりに教員免許保有率が高いことが明らかになっている。個票データが公開されていない以上解釈には限界があるが、地方部においては人口が少ないため有資格者が見つからないといった「地域や学校の実情」があり、「社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉に関する専門的な資格を有する者」が雇用できず、教員免許を有する退職教員等が就職していることが考えられるだろう。

次に、この6割の有資格者のうち、職能団体に所属している者はどの程度いるのかを考えたい。上述の日本学校ソーシャルワーク学会では職能団体への所属を訊いていないため、社会福祉士・精神保健福祉士全体を対象とした調査をもとに推論する。

表2は、SSW活用事業が始まった2008年度以降の、社会福祉士・精神保健福祉士の試験・登録事業を行っている公益財団法人社会福祉振興・試験センターにおける登録者数と、それぞれの職能団体である公益社団法人日本社会福祉士会・公益社団法人日本精神保健福祉士協会の会員数、後者を前者で除して算出した加入率の推移である。社会福祉士の加入率平均値は21.0%であり、年々組織率が低下している。また、精神保健福祉士の加入率平均値は14.6%であり、ゆるやかに下降している。いずれも、同様に任意加入である医師の職能団体・日本医師会への加入率52.8%(3)よりも大幅に低い。

表2 社会福祉士と精神保健福祉士の登録者数・職能団体への加入者数・加入率の推移

(公益財団法人社会福祉振興・試験センター、公益社団法人日本社会福祉士会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会ホームページを参考に筆者作成。)

		2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
社会福祉士	(a)登録者数	109,233	129,050	138,694	154,010	160,612	172,057	185,749	195,336	208,261	221,251	233,517	245,181
	(b)職能団体加入者数	28,013	29,662	31,677	33,754	35,140	35,945	37,010	38,196	39,345	40,335	41,731	-
	(c)加入率(b/a)	25.6%	23.0%	22.8%	21.9%	21.9%	20.9%	19.9%	19.6%	18.9%	18.2%	17.9%	-
精神保健福祉士	(d)登録者数	39,131	46,002	49,545	55,394	58,770	62,883	67,896	71,371	76,200	80,891	85,122	89,121
	(e)職能団体加入者数	6,209	6,864	7,404	8,168	8,698	8,882	9,218	9,859	-	-	-	-
	(f)加入率(e/d)	15.9%	14.9%	14.9%	14.7%	14.8%	14.1%	13.6%	13.8%	-	-	-	-

eは翌年度4月当初、a・b・dはいずれも年度末時点の値。2016年度以降の(e)精神保健福祉士の職能団体加入者数はHPに掲載がなく、不明。

社会福祉士・精神保健福祉士の名称を使用するためには、厚生労働省令が定める名簿への指定登録機関である公益財団法人日本社会福祉振興・試験センターに届け出なければならない。しかし、資質向上、資格についての社会的地位の向上(日本社会福祉士会)や普及啓発(日本精神保健福祉士協会)、福祉の増進などを目的として掲げる職能団体への登録は任意であり、義務ではない。そういった構造が表2で示したような低い組織率を可能とさせている。

以上の議論をふまえて図1を作成した。図1は、SSWが有資格者と資格未保有者の混交であることを横に取り、社会福祉士・精神保健福祉士それぞれの職能団体の加入者が一部であることを縦に取って、職域全体の構成割合を正方形の面積として表したものである。なお2福祉士保有者の職能団体加入率については、SSW全体における社会福祉士と精神保健福祉士単独の保有率(36.3%, 10.3%)に比して重みづけして推定し、算出した。社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかまたは両方を有し、職能団体に加入している者(A)の想定割合は11.9%である。また、社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかまたは両方を有するものの、職能団体に加入していない者(B)の想定割合は49.0%である。そして社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかを有していない者(C)の想定割合は39.1%である。したがって、(A)(B)(C)の割合はおおむね1:5:4であると推定される。

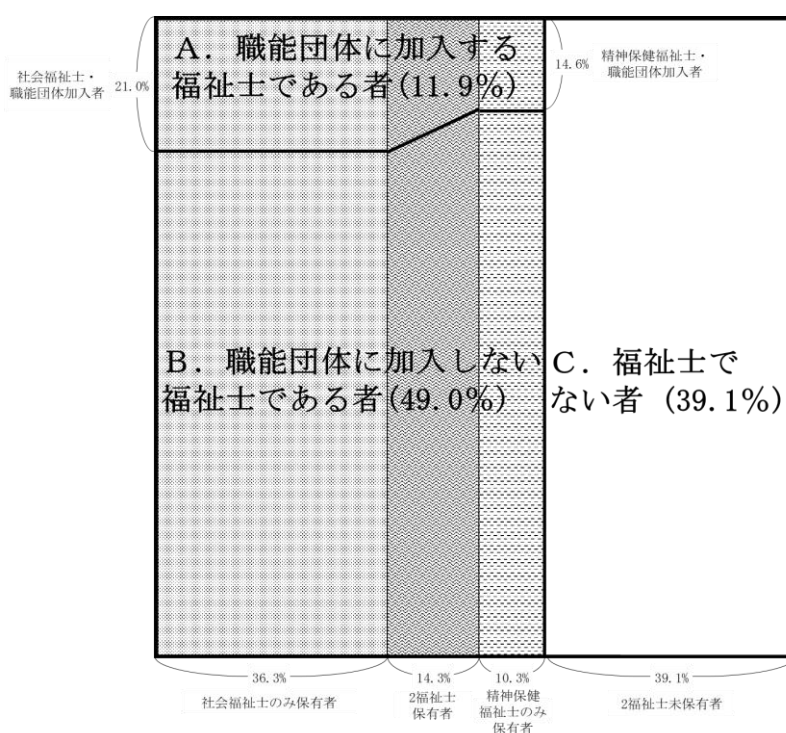


図1 誰がスクールソーシャルワーカーになっているのか
(2と3のデータを参考に筆者作成.)

4-2. 集団的連帯の困難

このようなSSWの職域内における多様性は、ソーシャルワーカーの倫理を集団的に遵守する体制が整っていないことを示している。社会福祉士及び介護福祉士法と精神保健福祉士法の第二条において両資格が有するとされるのは「専門的知識及び技術」である。4割を占める無資格者である(C)は、これらを有しているとは限らないこととなる。次に職能団体らが策定に加わったソーシャルワーカーの倫理綱領は「ソーシャルワークの知識、技術の専

門性」に加えて「倫理性の維持・向上」を専門職の職責として引き受けている。職能団体に所属しない5割の(B)ならびに4割の(C)は、倫理綱領を共有した他のソーシャルワーカーとの集団的連帯の契機が存在していないため、倫理性の維持・向上は容易ではないと考えられる。

もちろん、社会福祉士及び介護福祉士法ならびに精神保健福祉士法においても、誠実義務、信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、連携、資質向上の責務、名称の使用制限が義務等として課されているため、職能団体に所属していない(B)も現場における倫理性を免れているわけではない。しかし勤務先の事業者(SSW と言えば教育委員会や学校長)が、異職種であり異なる職業的成長を遂げるSSWのこれらについて日々観察を行っているとは考えにくいほか、秘密保持義務については告訴がなければ罰則規定を適用できないなど、日常的な遵守における小回りが利かない。また、社会福祉士及び介護福祉士法ならびに精神保健福祉士法に規定されている義務・責務よりも、ソーシャルワーカーの倫理綱領に規定された倫理の方が包括的かつ多岐にわたっているという内容のずれがある。そして、とりわけ倫理性が問われるのは倫理的ジレンマが生じたときであるが、一人ではそのジレンマに気づかないこともある。倫理的ジレンマに直面したときに必要とされるのは、それを(ときに集団的連帯を伴って)敏感に察知し、立ち止まって検討し、個別的に解を導いていくことではないだろうか。現状のような社会福祉士・精神保健福祉士の未保有者(C)、ひいては職能団体への未加入者(B)が多い現状では、そういった研鑽の機会を組織に所属しない個人に委ねることになっている。いわんや(C)は、このような課題を自覚することすら難しいこともあるだろう。そこで、次項では学校現場においてSSWが直面すると考えられる倫理的ジレンマを取り上げて検討する。

4-3. 「I. 利用者に対する倫理責任」に関する倫理的ジレンマ：パターナリズムとの折衝

倫理基準のIでは、利用者に対する倫理責任が示されている。SSWは、自己利益のためではなく児童・生徒の利益を最優先に(I.2.)と専門的援助関係を築きながら(I.1.)、あるがままに受容する(I.3.)。支援においては、児童・生徒(あるいは保護者)に対して理解しやすいような工夫をして説明し(I.4.)、利用者たる児童・生徒の発達ならびに人格形成の途上であることに由来するそれぞれの意思決定能力に配慮して(I.6.)、自己決定を促す(I.5.)支援を展開していく。しかし、利用者に対する倫理責任を遵守しようとするとき、〈教育〉の論理が優勢な学校(仁平 2018)との間でパターナリズムをめぐる矛盾が起き得る。

仁平(2018)は、教育制度と社会保障制度の両方に通底している2つの論理を導出している(図2参照)。一つは「〈主体化された者/未だされてない者〉という区別のもと、後者から前者への変化を要請する形式的な意味論」である〈教育〉の論理である。一方で、対置される〈無為〉の論理とは、「存在を、より良い存在になるという条件抜きで、そのまま肯定する意味論」である。仁平は、〈教育〉の論理と比べて劣勢であるも、存在の無条件性(そ

のままでいい) とリンクした制度的余地である〈無為〉の論理を, 社会保障制度・教育制度それぞれにおいていかに作り出していくかについて次のように検討している。

社会保障制度は, 人々がどのような者であるかを問わずして「生」を保障しようとする営みであることから〈無為〉の論理が勝るが, ワークフェアやアクティベーションといった制度は, 労働市場に再び参加すること=主体化を求めるという意味で〈教育〉の論理に該当し, 〈無為〉の論理を圧迫しつつある。

一方で「誰かが意図的に, 他者の学習を組織化しようとする」教育(広田 2008:9)は, その性質から必然的に全般が〈教育〉の論理に該当する。もちろん, 「居場所」や「教育実践の中のケア的側面」には〈無為〉の論理が介在しているが, それは相対的に脆弱である。学習を重ねることで〈主体化〉されることは, 大人から見て“望ましいこと”と捉えられるパターンリズムが背景にあるからである。

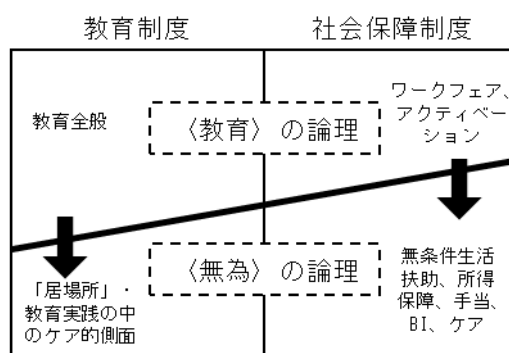


図2 〈教育〉の論理と〈無為〉の論理(仁平 2018)

このような「他者による学習の意図的組織化」が日常的に行われる学校をフィールドに活動するSSWは, ソーシャルワークの倫理基準と必然的に矛盾する以下のような課題を乗り越えていくことが求められる。

まず, 受容(I.3.)の臨界が鮮明化する。主体化に向けて組織化された教育活動のもとでは, 未だ主体化されていない児童・生徒を受容するには限界があるからである。例えば, 集団に適応できない生徒を対象に個別的な関わりを提供する適応指導教室は, 仁平が述べるような教育実践の中のケア的側面に合致すると考えられる。しかし, そこでの関わりが児童・生徒本人の意思を介在させずに集団への復帰に差し向けられたとき, 〈無為〉の論理は後退し, ケア的側面が〈教育〉の論理を目的とした手段として用いられかねない。このような〈教育〉の論理に支援が絡めとられることは, 「発達ならびに人格形成の途上」であること(I.7.)をかえって隠れ蓑とし, 十分な説明(I.4.)が省かれ(あるいは放棄され), 児童・生徒自身に代わって, 親や教員, ともしればSSWを始めとした支援者が「決定」を行っていくことを追従するパターンリズムの轍を踏むことになる。支援は, 子どもの生活からはわからないことを伝える教育に共振し, 〈教育〉の論理へと簡単に姿を変えてしまう。

もちろん, パターンリズムそれ自体は完全に否定されるものでもなければ, 支援において

排し切ることができるものでもない⁽¹⁾。特に児童虐待の対応においては、児童福祉法第 25 条にて学校に通告義務が課されている中で、本人の生命の保護が最優先とされる。そのような切迫した状況下での選択は、ソーシャルワーカーの多数が経験的に妥当なこととみなしている (Dolgoff 2008 : 187)。問題は、それがときに本人の自己決定 (I.5.) を伴っていないことに留意できるかどうかである。代理意思決定と支援付き意思決定の相違を理解し、たとえ歯痒くとも、自己決定を尊重していけるかどうか問われている。

4-4. 「II. 組織・職場に対する倫理責任」に関する倫理的ジレンマ：マイノリティな異職種としての協働と改革

倫理基準の II では、組織・職場に対する倫理責任が示されている。SSW はこれに沿って、最良の実践を行い (II.1.)、教員やスクールカウンセラーといった他専門職と連携・協働しながら (II.2.) 支援にあたる。そのとき、実践現場において倫理綱領の原則が尊重され、基本精神が遵守されるよう働きかけ (II.3.)、倫理的な実践を推進する (II.4.)。ここで直面する倫理的ジレンマは、学校において圧倒的マイノリティである SSW が、教員との協働でどのように異なる原理的基盤を組み込んでいくかということである。

このような状況を打開しうる知見として、コメディカルが医療者と結ぶ関係性を相補的自律性 (三井 2004 : 212) がある。相補的自律性とは、患者について各医療専門職の見解が相互に異なるときに、それらが同等に、同じ患者という対象を記述するのに欠かせないと各医療専門職がみなす中で、各医療専門職が互いの職務が重なるときに、発言し合い問題提起し合うことの意義を互いに認め合った関係のことを指す。医療現場において、最終的な決定権を医師が有しているのに変わりはない。しかし相補的自律性を発揮することで、コメディカルや看護職が意識する「患者のアウトカム」という医療専門職全体の職務目的を、医師も共有するようになったのである。そのような関係性が築けないときに、コメディカルの存在意義は揺らぐ。

三井が描いたのは医療現場であるが、学校における SSW にも同様の、あるいはより深刻に課題が立ち現れると言えるだろう。なぜならば、教員と SSW は異なる専門性ゆえに着目する点異なること、SSW が最終的な決定を下すことができないこと、現状の少ない配置人数⁽²⁾下で SSW が関わりを丸ごと担うことはできないことなど、医師とコメディカル・看護師の関係に類似した構造に置かれているからである。例えば、児童・生徒が学校にいる間のほとんどの時間を過ごす授業は教員が担っているため、SSW には直接支援に限らず教員への間接支援も必要とされる。さらには、SSW が掲げる人間の尊厳・人権・社会正義・集団的責任・多様性の尊重・全人的存在といったソーシャルワーカーの倫理綱領に記された原理は、学校現場にて必ずしも共有されていない。教員をめぐる学校ハラスメント (内田 2019) や平等主義の悪弊 (荻谷 2009) といった問題化はこのような実態を下支えしている。SSW は、自らの見解を伝え、意見を交わす際に、教員の取り組みを尊重し (II.2.) ながらも、想定されていないこのような原理をどう組み込んでいくかという課題 (II.3.) に直面する。そ

れが困難な場合は、学校組織内でアドボカシー（Ⅱ.5.）や改革を推進していくこと（Ⅱ.6.）が課題となる。

4-5. 「Ⅲ. 社会に対する／Ⅳ. 専門職としての倫理責任」に関する倫理的ジレンマ：ジョブ型非正規雇用という労働者性の両義性

倫理基準のⅢでは社会に対する倫理責任が、Ⅳでは専門職としての倫理責任がそれぞれ示されている。これに示す通り、SSW はあらゆる課題に向き合い社会的包摂を求め（Ⅲ.1.）、国内外の社会に働きかける（Ⅲ.2・3.）こととなる。また専門職であるために専門性の向上（Ⅳ.1.）と専門職の啓発（Ⅳ.2.）を重ね、自ら信用失墜行為を行わず（Ⅳ.3.）社会的信用の保持に努め（Ⅳ.4.）、専門職の擁護（Ⅳ.5.）や調査研究（Ⅳ.7.）にまい進することとなる。

これらを遵守しようとするとき、浮き上がってくる課題は2つある。第一に、生徒に対してでも実践現場である学校に対してでもない、雇用契約書には書かれていない現場を超えた事象に対する責任をSSW が負いうるかという点である。当然ながら、それらの追求には業務外での追加的な働きかけが必要とされる。しかしSSW のおよそ半数が何らかの社会保険に加入ができておらず不安定な立場に置かれている現状（日本学校ソーシャルワーク学会2016）を踏まえると、それはある意味で“求めすぎ”ともいえる。処遇が脆弱にもかかわらず、生徒や学校現場に向き合うことに加え、社会や、専門職としての自らのありようを自省することは簡単なことではないだろう。

第二に、SSW を雇う教育委員会の立場からすれば、組織に属しながらも、SSW が専門職という個人（あるいはSSW 同士のグループ）で自律的に動くことは両義的な意味を付すこととなる。すなわち、（たとえ非常勤で雇用しても）研修のチャンスや信用を自ら獲得していかうとする倫理感が高い専門職であるとみなすことができる一方で、教育委員会の合意とは必ずしも一致しない価値的判断を社会に対して働きかける可能性があるということである。

このような課題の背景には、メンバーシップ型雇用（濱口2009）の日本社会を追従する学校組織において、SSW が財政難を受けて部分的に導入されたジョブ型の非正規雇用であること（藤本2019）が挙げられる。（その是非はさておき）メンバーシップ型雇用社会の慣行に則り安定した雇用を得られれば、目の前の支援に止まらず社会や自らのありようを捉えなおす余裕が生まれ、第一の課題の解決に一縷の望みが見えてくるだろう。但し、組織への所属が強まると、ソーシャルワーカーとしての自律性は薄まる。このような現状は第二の課題を軽減しているが、そこには非正規雇用という日本社会では相対的に不利な労働条件を甘受することとのトレードオフで成り立っている。

5. 考察

ここまで述べてきた倫理的ジレンマは、いずれも日本のSSW が、学校領域でソーシャルワークを行うことの構造的困難に端を発していた。教育機関である学校はパターンリズム

が基底に敷かれていること（4-3.）、学校では圧倒的マイノリティな異職種であること（4-4.）、メンバーシップ型雇用の学校において導入されたジョブ型非正規専門職であることを甘受していること（4-5.）といった構造的困難は、教員が多勢を占める学校組織の中では問題化しづらい。それゆえに、SSW が集团的連帯を図り、倫理的ジレンマを抱えるSSW を孤立させない、連帯に向けての取り組みが必要とされるだろう。

しかし、職能団体への加入者が1割程度に止まり（4-1.）、組織的連帯が困難な現状（4-2.）下では、SSW 同士の連帯は各自治体の教育委員会等が主催する悉皆研修等に限られている。しかし当然ながら、各自治体のSSW はその構成員の多様さ（4-1.）に直面することとなっていることが予想される。また、教育委員会として、ときに学校現場へのラディカルな批判や、業務を超えた範囲まで広がるソーシャルワークの倫理を研修として取り扱うことにも抵抗があると見込まれる。

このような現状に抗する取り組みとして、雇用元（教育委員会等）以外の集团的連帯を促す団体の立ち上げが各地域で見られる⁽³⁾。このような取り組みがSSW の倫理的ジレンマに集团的に立ち向かう追い風となる可能性がある。その一方で、ソーシャルワーカーの職能集団としての色合いが後退し、団体独自の色を強めた多種多様な集団の乱立を迎えるとするならば、SSW は業界として内部分裂を招き、ソーシャルワークの専門職とは言えなくなるだろう。

注

(1) 完全なる「自己」による決定を行うことが困難であることは、自由な主体を前提としたリベラリズムに対するコミュニタリアニズムの反論から明らかである（仲正 2003 など）。またソーシャルワークなどのミクロレベルの対人支援においては、コミュニケーションにおいて「私の恣意性」が混入することが指摘されている（田中 2001）。児童・生徒が未熟であるといった発達のな問題に止まらず、他者の力を借りて決定が行われるとき、「自己」は他者から独立した完全なる「自己」ではいられない。（鈴木 2012：iii）

(2) SSW 実践活動事例集によると、2018年度のSSW の人数は2,478人である。これを同年の学校基本調査から明らかになる公立小・中学校の教員数（668,850）と比較すると約270分の1となる。派遣型での活用自治体が7割（日本学校ソーシャルワーク学会 2016）であること、SSW の中には高等学校を対象に支援している者もいることを鑑みると、多くの自治体・学校組織において、SSW のプレゼンスは相当程度低いと考えることができる。同年度の学校数と比較すると、公立中学校数（10270校）対SSW 人数（2478人）の比は約4:1、すなわち4中学校に1人しかSSW がおらず、人員が十分ではない状況が窺い知れる。

(3) 例えば、福岡県では2008年度より「福岡県スクールソーシャルワーカー連絡会（現：一般社団法人福岡県スクールソーシャルワーカー協会）」が設立され、同県内のSSW を中心に研修活動等を行っている。

付記

本発表は、藤本啓寛（2020）「スクールソーシャルワーカーは福祉専門職なのか？—名称独占の職域に生じた二重方略の失敗—」（『早稲田大学教育学研究科紀要（別冊）』28(1), 印刷中につき頁未定）の内容を発展させたものである。また本発表は、JSPS 科研費 JP20J14261 の助成を受けた研究成果の一部である。

文献

Donna Harrington & Ralph Dolgoff (2008) Hierarchies of Ethical Principles for Ethical Decision Making in Social Work, ETHICS AND SOCIAL WELFARE, 2:2, 183-196.

藤本啓寛（2018）「教育と福祉の協働を阻害するものはなにか 教員・派遣型スクールソーシャルワーカーへのインタビュー調査をもとに」日本教育社会学会第70回大会（佛教大学）発表要旨集録, pp.418-419.

藤本啓寛（2019）「派遣型スクールソーシャルワーカーの関係構築戦略：『メンバーシップ型』組織への『ジョブ型』専門職の参入」『ソシオロジカル・ペーパーズ』28, pp.17-34.

濱口桂一郎（2009）『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ』岩波新書.

広田照幸（2008）『ヒューマニティーズ教育学』岩波書店.

荻谷剛彦（2009）『教育と平等—大衆教育社会はいかに生成したか』中央公論新社.

公益財団法人社会福祉振興・試験センター（2019）「登録者数の資格種類別〈年度別の推移〉」
http://www.sssc.or.jp/touroku/pdf/pdf_t04_graph_h31.pdf

公益社団法人日本社会福祉士会、「都道府県別会員数 時系列」https://www.jacsw.or.jp/01_csw/03_kokaijoho/common/03_shibubetsukaiin.html, https://www.jacsw.or.jp/01_csw/03_kokaijoho/common/03_shibubetsukaiin_past01.html

公益社団法人日本精神保健福祉士協会、「業務及び財産等に関する資料の公開 構成員（社員数）2018～2015 年度」<http://www.japsw.or.jp/disclosure.htm>

三井さよ（2004）『ケアの社会学 臨床現場との対話』勁草書房.

仁平典宏（2018）「〈教育〉の論理・〈無為〉の論理—生政治の変容の中で—」中国四国教育学会『教育学研究ジャーナル』（22）, 43-49.

鈴木弘輝（2012）「はじめに」宮台真司監修，現代位相研究所編『統治・自律・民主主義：パターナリズムの政治社会学』NTT 出版, p. i ~ xi.

鈴木庸裕（2018）『学校福祉とは何か』ミネルヴァ書房.

日本学校ソーシャルワーク学会（2016）『学校ソーシャルワーク研究（報告書）～全国におけるスクールソーシャルワーカー事業の実態に関する調査報告～』

日本ソーシャルワーカー連盟「ソーシャルワーカーの倫理綱領」<http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri/sw.html>

内田良（2019）『学校ハラスメント 暴力・セクハラ・部活動—なぜ教育は「行き過ぎる」か』朝日新聞出版.